

## 長崎市立滑石小学校育友会 事業部細則

第一条 この会は、会則第四条の事業を行うため、次の事業部を設けます。

1. 保健教養部
2. 広報部
3. 生活部

第二条 保健教養部は、次の事業を行います。

1. 他の学校及び教育機関の視察
2. 保健厚生に関する講演・講習会・レクリエーションなどの開催
3. 体育関係諸行事への協力
4. ベルマーク講習会の受講及びベルマーク集計
5. その他、保健教養上必要な事業

第三条 広報部は、次の事業を行います。

1. 広報活動
2. その他、広報に必要な事業

第四条 生活部は、次の事業を行います。

1. 交通安全に関すること
2. 校外指導に関すること
3. 危険防止に関すること
4. その他、必要な事業

第五条 学級委員連絡部会を、次の要項に基づき設けます。

1. 部員は、各学級担当委員で構成
2. この会は、必要に応じて育友会会長が召集

### 規約改正

第五条 3)各地区より2名を平成23年度5月総会で若干名に改正

文化教養部と保健厚生部を合併し、平成30年度5月総会で保健教養部に改正

第五条 交通安全母の会脱退により規約削除し、第六条学級委員連絡部会を第五条に繰り上げ